

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (訪問看護・介護予防訪問看護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問看護・介護予防訪問看護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)
業務継続計画策定の有無 (訪問看護・介護予防訪問看護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)
緊急時訪問看護加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙 16) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) * 各日の緊急時連絡担当職員※が分かるよう○印を付してください(休日・祝日含む) ※ 連絡相談を担当する者は、原則として訪問看護ステーションの保健師、看護師とし、病院又は診療所の場合に限り、医師が対応してもよいとされています。 ⑤資格者証の写し(看護職員) ⑥電話連絡時の対応マニュアル *看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ
特別管理体制 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙 16)
専門管理加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③専門管理加算に係る届出書(別紙 17) ④専門の研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
ターミナルケア体制 (訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙 16) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) * 各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください(休日・祝日含む) ⑤資格者証の写し(看護職員)
遠隔死亡診断補助加算 (訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙 18) ④研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)

項 目	必 要 書 類
看護体制強化加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③看護体制強化加算に係る届出書(訪問看護事業所)(別紙 19) ④各加算(1.緊急時・2.特別管理・3.ターミナルケア)の算定状況※がわかる書類 ※1.及び 2.については算定日が属する月の前6か月間、3.については算定日が属する月の 前 12 か月間の算定状況 ⑤職員の割合の算出根拠がわかる書類(任意様式)
口腔連携強化加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11) ④歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
サービス提供体制強化加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2) ③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-2) ④研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式 34) ⑤全ての看護師等(理学療法士等を含む)について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修 期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式 35) ⑥看護師等(理学療法士等を含む)の割合の算出根拠がわかる書類(任意様式)
定期巡回・随時対応サービ ス連携(訪問看護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙 15) ④連携の内容が分かる書類の写し(契約書・協定書など)

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年3月1日老企第 36 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年3月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)